

業 務 仕 様 書

1 件名

令和6年度愛媛・モザンビーク万博国際交流事業委託業務

2 事業目的

大阪・関西万博を契機としたモザンビークとの国際交流イベントを実施することにより、万博の取組みや同国の歴史・文化等への学びを通じ、県民の国際理解の向上や多文化共生地域づくりの推進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月21日（金）まで

4 委託料上限額

4, 434千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 イベントの概要

(1) 日時、会場

①開催日程

1月25日（土）、26日（日）のいずれか1日

ただし、後述の（3）サイドイベントの②武器アートの展示、③パネル等展示は、1～2週間程度の期間実施すること。

なお、事業委託後、県との協議により、日程変更することは可とする。

②会場

松山市内及び近郊において集客が見込まれる施設を、後述の特記事項（1）を参考に提案すること。分散開催可。

なお、事業目的に適合する施設を確保できない場合には、事業委託後、県との協議により、施設を決定することを可とする。

(2) メインイベント

・万博国際交流フォーラム

モザンビーク大使館関係者や日本側万博関係者を本県に招き、万博の機運醸成やモザンビークへの理解促進を目的とした講演やパネルディスカッションなど県民参加型のイベントを開催

(3) サイドイベント

①モザンビークの文化や食体験イベント

モザンビークの文化や食を体験できるイベントの実施。

②モザンビークの武器アート展示

内戦後「銃から鋤へ」プロジェクトにより、市中から回収した武器を、モザンビークのアーティストが平和を訴えるアートにした「武器アート」（特定非営利活動法人四国グローバルネットワーク（以下「SGN」という。松山市東雲町5-6 代表理事：竹内よし子 TEL089-993-6271）所有）を展示。

③愛媛とモザンビークの交流の歴史パネル展示等

東京オリパラの際のモザンビーク選手団のホストタウンとしての本県の取組や県内NGOの国際協力の取組等を紹介するパネル等を展示及びポスターセッションの実施。（参考：参加が見込まれる団体数最大10団体）

6 委託業務の内容

5 イベントの概要の各イベントの企画、運営、会場手配、参加者手配^{*}、関係者調整、広報・集客等のイベント開催に係る一切の業務（武器アートの搬入搬出、参加団体紹介パネル作成を含む）。

なお、本事業の実施にあたっては、SGNの協力を得て実施することとしており、企画書では、SGNをコーディネーターとして位置付けるとともに、企画提案前に同法人と協議を行うこと。SGNからは、本企画提案募集の公正な実施のため、企画提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）から開示された情報を、他の提案者等第三者に対し開示及び漏洩しないよう、守秘義務誓約書を徴しております。

※大使館及び日本側万博関係者の参加者調整は、愛媛県側が実施する。

【特記事項】

（1）会場等について

① 万博国際交流フォーラム、文化・食体験、武器アート展示、パネル展示、ポスターセッション実施に必要な会場を確保すること。

なお、万博国際交流フォーラムの規模は、200人程度を目安としている。

② モザンビークや万博について、知識を持たない県民が興味を持てるよう、イベント内容や展示・装飾に工夫を凝らすとともに、特に児童・生徒等の参加を促進するような仕掛けを盛り込むこと。

（2）イベントの目標と効果測定について

イベントの目標を次のとおり設定しており、来場者アンケートを実施し、本事業の効果測定を行うこと。また、実績報告書にその結果を記載すること。

① イベント参加により、モザンビークの歴史・文化への理解が進んだ者 10割

② モザンビークへの興味が増した者又は国際理解に有益であったと回答した者 8割

③ 万博への参加を希望する者 8割

（3）会場の運営について

イベント開催中は、イベントが円滑に開催されるよう運営責任者を1名現場に配置すること。その他の運営スタッフについて、展示物の保全、来場見込み数等、種々の状況を鑑み、必要数を会場に配置させること。

（4）コーディネーターの費用について

SGNによるコーディネート費用を見積書に含めること。

7 実施体制

本業務の円滑な実施に向け、以下により、必要な人員を確保し、実施体制を構築した上で、業務にあたること。

- ・統括責任者1名を選任し、契約期間中、当課及び関係者と随時打ち合わせ及び進捗状況の報告を行い、業務の円滑な遂行に努めること。
- ・本業務の実施に必要な経験及び能力を有する担当者を確保するとともに、愛媛県との連絡調整を密に行える体制とすること。
- ・統括責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

8 イベントの広報・宣伝

イベントの周知チラシの作成・配布、会場敷地内各所に周知パネル等の設

置、各情報発信媒体での周知等、愛媛県と綿密に協議し、イベントの広報・宣伝を企画・実施すること。

9 実績報告書の作成及び記録

業務完了後、実施内容の詳細をまとめた実績報告書を作成し提出すること。また、本業務に関する記録写真及び映像の撮影、画面の保存等により、記録を行うこと。

10 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・天災その他経済情勢の激変により、本業務の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、愛媛県が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする（但し、契約限度額内とする）。

11 その他

- ・本仕様に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い提案があれば委託料上限額の範囲内で提案すること。
- ・本仕様書に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果品の一切の著作権は、愛媛県に移転するものとする。
- ・愛媛県は成果品を公表することができる。この愛媛県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。委託者又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・本業務に係る一切の経費は、委託金額を含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を企画書に明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合は、この限りではない。
- ・委託業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、成果品及び証拠書類を添えて定められた期日までに提出すること。
- ・本業務に係る経理については、他の業務と明確に区別するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- ・本仕様に記載のない事項については、その都度、愛媛県と受託者が協議して決定すること。

12 成果品

(1) 提出物

- ・実績報告書（A4判） 紙媒体および電子媒体各1部
- ・その他、本業務実施により完成したもの

(2) 提出場所

愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課

(3) 提出期限

令和7年2月21日（金）